

開 催 記 録

件 名	令和2年度 第1回広島市農業振興対策審議会
日 時	令和2年6月26日（金）14：00～15：40
場 所	広島市役所 14階 第7会議室
出席者	<p>委 員：福島会長、中川副会長、吉川委員、岡本（昭）委員、浅元委員、中本委員、福田委員、下谷委員、伊崎委員、住田委員、岡本（睦）委員、竹内委員、久保委員、石光委員、矢野委員、細野委員、西佐古委員、鍛冶山委員、土井委員</p> <p>事務局：大原農林水産部長、梶川農政課長、川口安佐南区農林課長、土井安佐北区農林課長、大島安芸区農林課長、川原佐伯区農林課長、石原農業委員会事務局次長、横山（公財）広島市農林水産振興センター農業担い手育成課長ほか7名</p>
1	<p>出席委員数 20名中20名出席で定足数（過半数）を満たしている。</p>
2	農林水産部長あいさつ
3	<p>会長、副会長の選任 会長：福島幸治氏 副会長：中川和義氏</p>
4	<p>部会の設置 農業振興地域整備部会：部会長 福島幸治氏 、職務代理 中川和義氏 農業振興対策部会：部会長 矢野泉氏 、職務代理 細野賢治氏</p>
5	<p>農業振興地域整備計画のあらまし プロジェクターで映写し説明</p>
6	<p>審議</p> <p>(1) 広島農業振興地域整備計画の変更について（除外案件33件）</p> <p>ア 沼田地区（5件）</p> <p>事務局説明 : 川口課長から当該地区の除外案件について説明した。</p> <p>地元委員説明 : 浅元委員から当該除外案件について、周辺農地への影響及び農業の振興に問題がないことを説明した。</p> <p>他の委員の意見：既に宅地として利用されている案件があるのはなぜか。</p> <p>委員の意見への回答：事務局から農業振興地域の地番指定をする際に農用地及び宅地が一体的に指定されている場合があることを説明した。</p> <p>答申 : 異議なし</p> <p>イ 安佐地区（7件）</p> <p>事務局説明 : 土井課長から除外案件について説明した。</p> <p>地元委員説明 : 中本委員から当該除外案件について、周辺農地への影響及び農業の振興に問題がないことを説明した。</p>

開催記録

他の委員の意見：なし

答申：異議なし

ウ 白木地区（11件）

事務局説明：土井課長から当該地区の除外案件について説明した。

地元委員説明：福田委員、下谷委員から当該除外案件について、周辺農地への影響及び農業の振興に問題がないことを説明した。

他の委員の意見：なし

答申：異議なし

エ 阿戸地区（5件）

事務局説明：大島課長から当該地区の除外案件について説明した。

地元委員説明：伊崎委員から当該除外案件について、周辺農地への影響及び農業の振興に問題がないことを説明した。

他の委員の意見：なし

答申：異議なし

オ 湯来地区（5件）

事務局説明：飯塚課長補佐から当該地区の除外案件について説明した。

地元委員説明：岡本委員から当該除外案件について、周辺農地への影響及び農業の振興に問題がないことを説明した。

他の委員の意見：なし

答申：異議なし

(2) 人・農地プランの作成について（審議 安芸区1地区）

ア 人・農地プランの概要について

事務局説明：事務局から事業説明行った。

イ 個別案件について審査・検討

(ア) 安芸区阿戸町（中須賀・信山・神手・大田地区）

事務局説明：大島課長から当該地区の人・農地プランについて説明した。

委員の意見：なし

答申：異議なし